

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
	6	1	1		農業委員会土地調整に関する事務	農業委員会事務局	事務局	藤原佳芳里
管理No.		0876-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
5-1-6 農地等の利用の最適化の推進

事務事業の方向性
改善

事務事業概要

対象	対象者	町内農地所有者、農業委員、営農組合
	受益者	町内農地耕作者
意図	農地等の権利設定及び転用許可等に関する管理の適正な指導により、耕作地の保全と農用地の有効利用の促進を図る。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 農地の貸借や転用等にかかる事務 農地パトロールの実施 遊休農地及び違反転用農地の関係者に対する指導 人・農地プランの実践化 	

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	農地パトロールの実施	回	11	15			
	農地最適化活動日数	日	225	253			
成果指標	遊休農地の解消	件	目標値	1	1	1	1
		実績値	1	3			
	違反転用農地の解消	件	目標値	1	1	1	1
		実績値	1	3			
			目標値				
			実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	農地法に基づき、所有権移転、賃貸借権設定及び転用の許可等及び農地パトロールを実施することにより、優良農地を確保することとされている。
成果に対する「有効性」	A	農地パトロールの実施により、遊休農地や違反転用の早期発見が図られ、農地の有効利用促進が見込まれる。
事務事業内容の「効率性」	B	農地管理システムを活用し、日々の業務にあたっている。
実施に係る「緊急性」	A	農地、農業経営等に関する相談対応が常に求められている。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

遊休農地及び違反転用農地を耕作可能な農地に復旧するには、資金的にも労力的にも困難である。

課題 (若しくは「問題」等)

長年、遊休農地となっている農地は荒廃化が進んでおり、農地への復旧が困難な状況となっている。
また、違反転用を解消するには資金もかかるため、指導は行っているものの、なかなか解消には至らない。

改善改革(案)

遊休農地の解消については、耕作する農業者を探し、補助金等を活用しながら農地への再生を目指す。
違反転用については、解消に向けて障害となっている要素を再確認し、可能であれば追認による転用許可も視野に入れつつ、解消を目指す。

管理No.	0876-000	名称	農業委員会土地調整に関する事務	予算額 (参考)	519千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	農業委員会事務局 事務局
-------	----------	----	-----------------	-------------	-------	------	----------	-----	--------------

【年間の業務】

- ・農地に係る貸借、宅地への転用等の相談業務(適宜)
→早急な対応、判断を求められる業務。
特に宅地への転用については知識が必要であり、また、許可権者である県との連携も必要であることから対応には時間を要す。
- ・違反転用への指導(適宜)
- ・耕作放棄地を防止するための農地パトロール(適宜、なお7月～12月は農地パトロール強化月間)
→農業委員が主体として活動。事務局は、対象者への連絡や資料収集などサポート的な役割を担う。
- ・人・農地プランの実践化への参画
→地域の話し合いの進行や対象者への声掛けは農業委員が担っている。
事務局は産業観光課と連携しながら、開催時期の決定や全体のスケジュール、新規農業委員の理解促進のための研修参加のサポートなどを行う。
- ・矢巾町農業経営体連絡協議会の開催(年数回)
→人・農地プランなど町の農政の方針決定や、町の農業者への支援として研修の開催や研修参加費の補助を行う。
農業委員会と産業観光課が事務局となり、連携して開催している。

関係する根拠法令等 農業委員会等に関する法律 農地法 農業経営基盤強化促進法 (独)農業者年金基金法

災害時優先度 発災から24時間以内に業務再開が必要

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
	6	1	1		農業委員会運営事務	農業委員会事務局	事務局	藤原佳芳里
管理No.		0877-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
5-1-6 農地等の利用の最適化の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	農業委員、事務局職員
	受益者	町内の農地所有者及び農地耕作者
意図	農地法に基づく農地に関する案件(貸借、売買、転用等)について総会で審議を行い、意思決定を行うことで、総会の円滑な遂行を図る。また、貸借や売買を短期間で行うことにより、農地の効率的な利用を促す。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会総会(毎月実施)の開催 農地転用の際の現地調査 許可申請書の内容、添付書類の確認 総会議事録の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員の研修活動 農地転用案件の件への進達業務 常設審議委員会への参加 全国農業新聞の普及活動

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	農業委員会等に関する法律第3条により、市町村に農業委員会を置くことになっている。
成果に対する「有効性」	B	農地に関する案件について審議を行い、意思決定を行うことで、優良な農地の確保と有効利用を進めることができる。
事務事業内容の「効率性」	B	総会資料の事前送付により、事前に内容を吟味できている。今後タブレットを導入することで、時間差なく情報共有し、効率化を図る。
実施に係る「緊急性」	A	総会による審議及び意思決定は、町の農業の健全性を確保する上で不可欠のものである。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	総会にかかった議案件数	件	55	67			
	農地に関する相談会の開催回数	回	1	1			
成果指標	総会にかかった議案の許可件数	件	目標値	60	60	60	60
			実績値	55	67		
	総会の開催回数	件	目標値	12	12	12	1
			実績値	12	13		
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

農業委員からできるだけ早く議案内容を確認したいとの意見があった。

課題 (若しくは「問題」等)

農地等の利用の最適化及び農地利用の集積・集約化を推進するために、農業委員会活動は重要である。
 農業委員の任期は3年間であり、委員会構成に変更があったとしても継続して適正な審議を行う知識と能力の維持が必須であり、委員の資質向上と研鑽が必要となる。

改善改革(案)

委員に対する情報提供、研修等のサポート体制を整える。

管理No.	0877-000	名称	農業委員会運営事務	予算額 (参考)	11,655千円	必要人員	0.70/人・年	部署名	農業委員会事務局 事務局
-------	----------	----	-----------	-------------	----------	------	----------	-----	--------------

毎月20日に農業委員会総会を開催し、農地法に基づく貸借・売買、農地転用案件への意見具申などを審議している。総会後には農業委員会全員協議会を開催し、農業委員へ様々な情報提供(農業委員会に関する法律、事業、矢巾町農業委員会の活動)により情報共有を図っている。
また、農地に関すること以外にも農業者に対し経営や後継者育成へ役立つ情報となる全国農業新聞の普及活動や管内の農作業における標準賃金の設定等を行っている。

【年間の業務】

- ・毎月15日 農地移動あっせん会議及び運営委員会(5役会議)
 - 農地の貸借・売買について、相手が見つからないとの相談を受けた農地について、農業委員が主となりあっせんする。
 - 事務局はその受付や資料作成を担当している。
 - 運営委員会については、農業委員への説明前に5役に情報共有をし、進め方などを事前に相談している。
- ・毎月20日 農業委員会総会及び全員協議会
 - 毎月10日までに農業委員会に提出された案件についてとりまとめ、総会の議案とする。
 - 現在は議案を事前に郵送しているため、担当者は10日～20日の期間に業務の負担が集中している。
- ・農作業標準賃金の設定に係る協議(毎年2月～3月)
 - 今年度の農作業賃金を農業者から聞き取り調査し、来年度の標準賃金表を作成している。
 - 標準賃金表は農家配布している。農政経済専門委員会の農業委員や認定農業者、農協、普及センターも参加しての協議を行っている。
 - 近隣市町村の動向等も考慮し決定するため、事前の資料収集が必要である。
- ・全国農業新聞普及活動(適宜)
 - 毎年、1人は新規購読になるように働きかけている。
 - 農家数が減っている中で、普及活動は困難であり、中止する方も増えてきている。

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
	6	1	1		農業者年金関係事務	農業委員会事務局	事務局	藤原佳芳里
管理No.		0878-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
5-1-5 農業者年金の普及

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内の農業者年金加入者、加入希望者
	受益者	町内の農業者年金加入者、受給者及びその家族
意図	農業者年金の加入により、農業者の老後生活の安定に資する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金への加入推進 ・現況届のとりまとめ(記載内容の確認と指導) ・各種届出の事務処理 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	独立行政法人農業者年金基本法第10条により、その業務の一部の委託を市町村が受けている。
成果に対する「有効性」	A	農業者の新規加入について推進活動を行い、2名の新規加入者があった。
事務事業内容の「効率性」	B	農協との連携が必要であるが、書類の受付業務を事務局のみが行っていることで、処理期間が長くなっている。
実施に係る「緊急性」	A	各種届出は遅延なく処理することが求められている。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	農業者年金加入推進等に係る各種広報活動回数	回	3	1				
	現況届処理件数	件	254	238				
	届出等処理件数	件	31	23				
成果指標	農業者年金加入者数	人	目標値	23	25	27	29	30
		実績値	26	26				
	新規加入者数	人	目標値	1	1	1	1	1
		実績値	3	1				
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

・毎月の保険料が高い。(保険料は月額20,000円から67,000円の間で自己設定できるが、国民年金保険料と並行して納付しなければならない。)
 ・保険料の国庫補助を受けられる対象範囲が狭い。

課題 (若しくは「問題」等)

農業者の数が年々減少しており、農業者年金の加入・受給者数も減っている。
 農業者の多くが、将来への投資ではなく今現在の販売額を増やすといった現状の対応だけになっている場合が多く、その結果、農業者年金に加入しない。
 また、保険料の国庫補助(20,000円の保険料の半額補助)を受けるには、一定の要件を備えなければならないが、国庫補助を受けずに通常加入した場合、月額20,000円からの保険料となり、負担が大きい。

改善改革(案)

認定農業者等の国庫補助対象者に対して農業委員とともに積極的に加入推進を行い、国庫補助を受けられる期間内に加入できるように取り組む。
 独立行政法人農業者年金基金に対し、保険料の引下げ等の要望を継続して行う。
 加入推進に係る広報活動(町広報、町HP、やはラヂ!)を適宜行い、農業者年金制度の周知を行う。

管理No.	0878-000	名称	農業者年金関係事務	予算額 (参考)	111千円	必要人員	0.30/人・年	部署名	農業委員会事務局 事務局
-------	----------	----	-----------	-------------	-------	------	----------	-----	--------------

農業者年金は、平成14年1月1日以降新制度に切り替わり、現在は新旧二つの制度が同時進行している。個人の利害関係が一生のものとなるため、加入者・受給者はもちろん、事務局内でも連絡を密に取りながら事業を進めなければならない。特に、農地の権利移動について相談があった際には、相談者の受給状況や関連する手続きの有無について確認が必要となっている。

【年間の業務】

- ・現況届の取りまとめ(6月:受付及び取りまとめ、7月:農業者年金基金へ進達)
 - 農業者年金受給者全員が現況届を提出する必要があるため、混雑を避けるため、地区ごとに提出期間を決め、ハガキでお知らせしている。
 - 毎年同じ方が提出しないため、個別連絡が必要となっている。
- ・農地相談会(8月)における農業者年金加入推進に係る広報活動
 - 農地相談会に来ていただいた方に情報提供している。
- ・岩手県農業会議と共に行う農業者年金巡回相談会への対応(12月)
 - 数年後に年金受給となる方に対し、事前に通知し手続きや内容を確認している。
- ・各種届出の事務処理(随時)
 - 届出作成の補助、また提出頂いた届出について農協や農業者基金へ適切に処理している。
 - 事前に連絡がないことも多く、また、内容によっては手続きの確認が必要となるため、対応には苦慮している。
- ・経営移譲年金受給者の農地法第3条の再設定処理
 - 後継者に経営移譲したことにより農業者年金の加算を受けている場合、貸借が切れると年金が減額される可能性があるため、事務局で今年度更新が必要な方に対して、通知を行っている。
 - 毎年、経営移譲年金受給者全員の所有する農地に対して確認を行っている。
 - (農地の売買等がないかについても確認するため、期間を把握していても、確認は必要となる。)
- ・農業者年金業務委託手数料の事務処理
 - 農業会議から支払われる農業者年金業務委託手数料の事務処理をおこなう。
 - 年間の農業者年金に従事した時間を提出するため、年金の担当者は日々の記録が必要となっている。
- ・新規加入の促進(戸別訪問等)
 - 生活文化専門委員のとともに実施。
 - 新規就農者や若手農家をターゲットとしているが、対象者が少ないため、思うように加入者は伸びない。